講座・催し

12月3日～9日は障害者週間です

12月6日(土)開催

めぐろふれあいフェスティバル

障害者週間を記念し、障害福祉への理解・関心を深めるさまざまな催しを実施します。　場中目黒GT

●心身障害者自立生活者表彰

障害のあるかたで、自立して生活しているかたなどを表彰します。

時11:30～13:00(11:20開場)

●障害者差別解消区民講演会「感じてみよう『見えることば』」

区は、令和7年4月に手話言語条例を施行しました。聴覚障害への理解を深め、多くの人たちに手話を見て、知って、感じてもらうため、音のない世界で生きる3人の講師による講演とデフパフォーマンスを披露していただきます。

時14:00～16:00　定120人(先着)

師聞こえる世界と聞こえない世界をつなぐユニバーサルデザインアドバイザー　松森果林氏、デフコメディアン　三室一夫氏、目黒区聴覚障害者協会会長　佐藤八寿子氏

申11月17日～28日に、区Web/電話/FAX(郵便番号・住所、氏名〈ふりがな〉、電話、Eメールアドレス、在住・在勤・在学の別、保育希望の有無)。保育(6カ月以上の未就学児)希望者は11月21日までに予約

●障害者福祉施設の製品販売と団体紹介

時10:30から(販売はなくなり次第終了)

動画で学ぼう!

- 障害福祉施設紹介動画「なぽぽの散歩」
- 民間事業者向け動画「合理的配慮って何?事業者の皆さまへ」

障害者週間記念パネル展(障害福祉施設利用者の作品展示)

時12月1日(月)～5日(金)15:00　場西口ロビー(総合庁舎本館1階)

問先障害施策推進課計画推進係(☎5722-9848、FAX5722-6849)

お知らせ

災害時に自力での避難が困難なかたへ

災害時に自力での避難が困難なかたを、避難行動要支援者といいます。
災害時の安否確認や避難支援を迅速に行うために、避難行動要支援者の名簿を作成し、区と各地域避難所で保管しています。

避難行動要支援者名簿の活用

災害時だけでなく、平常時からの声かけや見守りに活用するため、名簿に登載され、同意をいただいたかたの情報を関係団体へ提供しています。

【提供団体】

警察署、消防署、民生・児童委員、個人情報保護に関する協定を結んだ町会・自治会

名簿の外部提供同意書を送付します

11月17日から、対象者に制度の案内と名簿情報の外部提供同意書を発送します。同意いただけるかたは、記入の上、返送してください。制度の詳細は、区Webをご覧いただくか、お問い合わせください。

●同意書の送付対象者

これまでに同意書を提出されていない以下のかた

- 介護保険の要介護1～5
- 身体障害者手帳の総合等級1～3級
- 愛の手帳を持っている
- 目黒区ひとりぐらし等高齢者の登録をしている
- 上記には該当しないが、同名簿への登載を希望した

問健康福祉計画課要配慮者支援係(☎5722-9689、FAX5722-9347)

お知らせ

HIV・エイズ、性感染症予防啓発月間

世界エイズデーのテーマ
「U=U　検出されない=性感染しない」

HIVに感染しても、エイズを発症していない段階で早期発見・治療を行えば、感染していない人と同じような生活を送ることができ、性行為によって他の人にHIVを感染させるリスクを下げることができます。
また、ここ数年、梅毒の患者報告数が男女共に急増しています。梅毒は早期に治療をすれば完治する病気ですが、免疫ができないため、何度でも感染します。感染に気付かずに妊娠すると胎児へ感染し、流産・死産・先天異常を引き起こすことがあります。
自分自身とあなたの周りの大切な人を守るために、エイズとその原因ウイルスであるHIV、性感染症を正しく理解し、早期発見・治療のためにも、この機会に検査を受けましょう。

HIV、性感染症(梅毒・性器クラミジア感染症)検査

匿名・無料で受けられ、オンラインで予約を受け付けます。

時〈臨時検査〉12月1日(月)9:00～11:00
〈通常検査〉12月15日(月)9:00～11:00
場目黒区保健所(総合庁舎本館3階)
対16歳以上の希望者(区民に限らない)
申〈臨時検査〉11月17日～28日12:00、
〈通常検査〉12月1日～12日12:00に区Web

HIV・エイズ予防普及啓発パネル展示

パンフレットや啓発グッズの配布を行います。

時11月28日(金)～12月3日(水)　場西口ロビー(総合庁舎本館1階)

問保健予防課感染症対策係(☎5722-9896、FAX5722-9890)

お知らせ

納め忘れに注意!介護保険料を納めましょう

災害など特別な事情がない状態で介護保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用する時に、自己負担の割合が大きくなることがあります。

保険料を納めないでいると

●納期限の超過

督促状をお送りします。

●1年以上の滞納

介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になります。その後、申請により保険給付分が後日支払われます。

●1年6カ月以上の滞納

介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になり、申請により戻る予定の保険給付分は滞納保険料を納付するまで、一時的に差し止められます。その後も滞納保険料の納付がない場合は、差し止められた保険給付分から滞納保険料に充てられることもあります。

●2年以上の滞納

介護保険料は時効により納めることができなくなります。
時効となった保険料がある場合、その期間に応じて介護サービス利用料の自己負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護(予防)サービス費の支給などが受けられなくなります。また、滞納期間が長いほど、自己負担の引き上げ期間が長くなります。

過年度分の保険料に未納があるかた

11月25日から納付書(催告書)を順次発送する予定です。指定期限までにお納めください。期限までに支払いが困難な場合は、納付相談も行っています。早めにご相談ください。
※納付相談などをされているかたには納付書を送らない場合があります

問介護保険課介護保険資格・保険料係(☎5722-9845、FAX5722-9716)

凡例　時日時　場会場　内内容　師講師　対対象　定定員　¥費用　申申し込み　先申込先　問問い合わせ　Webウェブサイト　◎申込期限に(消印有効)の記載がない場合は必着です